

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
目次 （略） （趣旨） 第1条 この規程は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第13条、第14条第1項、第15条第2項第1号又は第2号の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者が行った法令違反行為又は事業の停止命令処分対象行為に対し、福岡県公安委員会（以下「<u>公安委員会</u>」という。）が指示処分又は事業の停止命令処分を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) （略） (4) 事業の停止命令処分対象行為 インターネット異性紹介事業に関して行われた法第8条第2号に規定する罪（法第31条の罪及び同条の罪に係る法第35条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪でインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第1条<u>に規定するもの</u>に当たる行為をいう。 (5) （略） 第3条 （略） （指示処分を行うべき場合） 第4条 インターネット異性紹介事業者が、法第33条に規定する罪、児童福祉法（昭和2	目次 （略） （趣旨） 第1条 この規程は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第13条、第14条第1項、第15条第2項第1号又は第2号の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者が行った法令違反行為又は事業の停止命令処分対象行為に対し、福岡県公安委員会が指示処分又は事業の停止命令処分を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) （略） (4) 事業の停止命令処分対象行為 インターネット異性紹介事業に関して行われた法第8条第2号に規定する罪（法第31条の罪及び同条の罪に係る法第35条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪でインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第1条<u>各号に掲げるもの</u>に当たる行為をいう。 (5) （略） 第3条 （略） （指示処分を行うべき場合） 第4条 インターネット異性紹介事業者が、法第33条に規定する罪、<u>刑法（明治40年法</u>

2 年法律第 1 6 4 号) 第 6 0 条第 1 項に規定する罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 1 1 年法律第 5 2 号)に規定する罪又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第 1 条に規定する罪に当たる行為を行ったと認めるときは、指示処分を行うものとする。ただし、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な指示処分を行うことができないと認められるときは、この限りでない。

2 ～ 4 (略)

第 5 条～第 1 0 条 (略)

(事業停止期間の決定)

第 1 1 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第 7 条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

(1)～(2) (略)

(3) インターネット異性紹介事業者が事業の停止命令処分の対象とする事業の停止命令処分対象行為と同種若しくは類似の事業の停止命令処分対象行為が将来において行われることを防止するための措置又は事業の停止命令処分の対象とする事業の停止命令処分対象行為により生じた違法状態若しくは児童の健全な育成に及ぼす障害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改しゅんの情が著しい

律第 4 5 号) 第 1 8 2 条に規定する罪、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 6 0 条第 1 項に規定する罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 1 1 年法律第 5 2 号)に規定する罪、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和 5 年法律第 6 7 号) 第 2 条から第 6 条までに規定する罪(その被害者に児童が含まれるものに限る。)又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第 1 条に規定する罪に当たる行為を行ったと認めるときは、指示処分を行うものとする。ただし、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な指示処分を行うことができないと認められるときは、この限りでない。

2 ～ 4 (略)

第 5 条～第 1 0 条 (略)

(事業停止期間の決定)

第 1 1 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第 7 条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

(1)～(2) (略)

(3) インターネット異性紹介事業者が事業の停止命令処分の対象とする事業の停止命令処分対象行為と同種若しくは類似の事業の停止命令処分対象行為が将来において行われることを防止するための措置又は事業の停止命令処分の対象とする事業の停止命令処分対象行為により生じた違法状態若しくは児童の健全な育成に及ぼす障害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的に執っており、かつ、改しゅんの情が著しい

こと。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第7条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。

(1)～(4) (略)

(5) インターネット異性紹介事業者に改しゅんの情が見られないこと。

別表（第3条関係）

事業停止命令対象行為	分類
(1) 法第32条第1号に規定する罪又は当該罪に係る法第35条に規定する罪に当たる行為（事業開始届出義務違反）	N
////////////////////////////////////	
(7) 法第34条第3号に規定する罪又は当該罪に係る法第35条に規定する罪に当たる行為（報告・資料の提出義務違反）	D
////////////////////////////////////	
(8) <u>未成年者喫煙禁止法</u> （明治33年法律第33号）第5条又は第6条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(9) 刑法（ <u>明治40年法律第45号</u> ）第136条又は第137条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(10) 刑法第174条に規定する罪又は同法第175条第1項に規定する罪（児童に	E

こと。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第7条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。

(1)～(4) (略)

(5) インターネット異性紹介事業者に改しゅんの情がみられないこと。

別表（第3条関係）

事業停止命令対象行為	分類
(1) 法第32条第1号に規定する罪又は当該罪に係る法第35条に規定する罪に当たる行為（事業開始届出義務違反）	N
////////////////////////////////////	
(7) 法第34条第3号に規定する罪又は当該罪に係る法第35条に規定する罪に当たる行為（報告・資料の提出義務違反）	D
////////////////////////////////////	
(8) <u>刑法第182条に規定する罪に当たる行為</u>	A
(9) <u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）に当たる行為</u>	A
////////////////////////////////////	
(10) <u>二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律</u> （明治33年法律第33号）第5条又は第6条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
////////////////////////////////////	
(11) 刑法第136条又は第137条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
////////////////////////////////////	
(12) 刑法第174条に規定する罪又は同法第175条第1項に規定する罪（児童に	E

頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。)に当たる行為		頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。)に当たる行為	
<u>11</u> 刑法第176条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法 <u>第177条に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為</u> ^{かん} に係るものに限る。）、 <u>同法第178条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第178条の2に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第179条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）又は同法第182条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）に当たる行為</u>	C	<u>13</u> 刑法第176条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法 <u>第177条に規定する罪（児童に対する性交等</u> に係るものに限る。）、同法第179条に規定する罪、 <u>同法第180条（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）又は同法第183条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）に当たる行為</u>	C
<u>12</u> 刑法第181条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は <u>児童である女子を姦淫する行為</u> に係るものに限る。）に当たる行為	B	<u>14</u> 刑法第181条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は <u>性交等</u> に係るものに限る。）に当たる行為	B
<u>13</u> 刑法第186条第2項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C	<u>15</u> 刑法第186条第2項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
<u>14</u> 刑法第187条第1項又は第2項に規定する罪に当たる行為	D	<u>16</u> 刑法第187条第1項又は第2項に規定する罪に当たる行為	D
<u>15</u> 刑法第187条第3項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F	<u>17</u> 刑法第187条第3項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
<u>16</u> 刑法第224条から第226条まで（第225条の2を除く。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）、同法第226条の2に規定する罪（児童を売買する行為に係るものに限る。）、同法第226条の3に規定する罪（児童を移送する行為に係るものに限る。）、同法第227条第1	C	<u>18</u> 刑法第224条から第226条まで（第225条の2を除く。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）、同法第226条の2に規定する罪（児童を売買する行為に係るものに限る。）、同法第226条の3に規定する罪（児童を移送する行為に係るものに限る。）、同法第227条第1	C

項から第3項までに規定する罪（児童を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。） 、同条第4項に規定する罪（略取され、又は誘拐された児童を收受する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第227条第4項後段に規定する罪を除く。）に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為		項から第3項までに規定する罪（児童を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。） 、同条第4項に規定する罪（略取され、又は誘拐された児童を收受する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第227条第4項後段に規定する罪を除く。）に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	
<u>17</u> 刑法第225条の2に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）又は当該罪（同法第225条の2第1項に係る部分に限る。）に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	B	<u>19</u> 刑法第225条の2に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）又は当該罪（同法第225条の2第1項に係る部分に限る。）に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	B
<u>18</u> <u>未成年者飲酒禁止法</u> （大正11年法律第20号）第3条第1項又は第4条に規定する罪（児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F	<u>20</u> <u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> （大正11年法律第20号）第3条第1項又は第4条に規定する罪（児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
<u>19</u> 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条に規定する罪（児童に労働を強制する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	C	<u>21</u> 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条に規定する罪（児童に労働を強制する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	C
<u>20</u> 労働基準法第118条第1項（同法第56条に係る部分に限る。）若しくは第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	D	<u>22</u> 労働基準法第118条第1項（同法第56条に係る部分に限る。）若しくは第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	D
<u>21</u> 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第1号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする <u>労働者供給</u> に係るも	C	<u>23</u> 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第1号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする <u>労働者の供給</u> に係る	C

のに限る。) <u>若しくは</u> 同条第2号に規定する罪(児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする <u>労働者供給</u> に係るものに限る。)又はこれらの罪に係る同法第67条に規定する罪に当たる行為		ものに限る。) <u>同条第2号に規定する罪(児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集、<u>児童に対する労働者の募集に関する情報若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供</u>又は児童である労働者を対象とする<u>労働者の供給</u>に係るものに限る。)又はこれらの罪に係る同法第67条に規定する罪に当たる行為</u>	
<u>(22)</u> 児童福祉法第60条第1項に規定する罪又は当該罪に係る同法 <u>第62条の3</u> に規定する罪に当たる行為	A	<u>(24)</u> 児童福祉法第60条第1項に規定する罪又は当該罪に係る同法 <u>第62条の4</u> に規定する罪に当たる行為	A
<u>(23)</u> 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)に規定する罪又は当該罪に係る同法 <u>第62条の3</u> に規定する罪に当たる行為	C	<u>(25)</u> 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)に規定する罪又は当該罪に係る同法 <u>第62条の4</u> に規定する罪に当たる行為	C
<u>(24)</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第50条第1項第4号(同法第22条第1項第6号に係る部分を除く。)、第5号(同法第28条第12項第5号に係る部分を除く。)、第6号、第8号(同法第31条の13第2項第6号に係る部分を除く。)若しくは第9号に規定する罪、同法第50条第1項第4号(同法第22条第1項第6号に係る部分に限る。)、第5号(同法第28条第12項第5号に係る部分に限る。)若しくは第8号(同法第31条の13第2項第6号に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に提供する行為に係るものに限る。)又はこれらの罪に係る同法第56条に規定する罪に当たる行為	D	<u>(26)</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第50条第1項第4号(同法第22条第1項第6号に係る部分を除く。)、第5号(同法第28条第12項第5号に係る部分を除く。)、第6号、第8号(同法第31条の13第2項第6号に係る部分を除く。)若しくは第9号に規定する罪、同法第50条第1項第4号(同法第22条第1項第6号に係る部分に限る。)、第5号(同法第28条第12項第5号に係る部分に限る。)若しくは第8号(同法第31条の13第2項第6号に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に提供する行為に係るものに限る。)又はこれらの罪に係る同法第56条に規定する罪に当たる行為	D
<u>(25)</u> <u>大麻取締法(昭和23年法律第124号)第24条の2に規定する罪(児童から譲り受け、又は児童に譲り渡す行為に</u>	C		

係るものに限る。）、同法第24条の3に規定する罪（大麻から製造された医薬品を児童に対して施用し、又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）に規定する罪又はこれらの罪（同法第24条の2第1項及び第24条の3第1項に規定する罪を除く。）に係る同法第27条に規定する罪に当たる行為			
(26) 大麻取締法第24条の7に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第25条第1項第1号に規定する罪又は同号に規定する罪に係る同法第27条に規定する罪に当たる行為	D		
(28) 競馬法第34条に規定する罪（児童による同法第28条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）に当たる行為	F	(28) 競馬法第35条に規定する罪（児童による同法第28条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(36) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第41条の2に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第41条の3（同法第19条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第41条の3（同法第20条第2項又は第3項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し、又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第41条の4（同法第30条の9に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第41条の4（同法第30条の11に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用す	C	(36) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第41条の2に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第41条の3（同法第19条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第41条の3（同法第20条第2項又は第3項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し、又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第41条の4（同法第30条の9第1項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第41条の4（同法第30条の11に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使	C

る行為に係るものに限る。)、同法第41条の5第1項第3号に規定する罪、同法第41条の11若しくは第41条の13に規定する罪(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。) <u>に当たる行為又はこれらの罪</u> (同法第41条の2第1項、第41条の3第1項、第41条の4第1項、第41条の11及び第41条の13に規定する罪を除く。)に係る同法第44条に規定する罪に当たる行為		用する行為に係るものに限る。)、同法第41条の5第1項第3号に規定する罪、同法第41条の11若しくは第41条の13に規定する罪(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。) <u>又はこれらの罪</u> (同法第41条の2第1項、第41条の3第1項、第41条の4第1項、第41条の11及び第41条の13に規定する罪を除く。)に係る同法第44条に規定する罪に当たる行為	
(43) スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号) <u>第32条又は第33条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第36条に規定する罪に当たる行為</u>	C	(43) スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号) <u>第32条若しくは第33条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第36条に規定する罪に当たる行為</u>	C
(47) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条(第1項第10号に係る部分に限る。)に当たる行為	B	(47) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条(第1項第10号に係る部分に限る。) <u>に規定する罪(児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。)</u> に当たる行為	B
(48) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)に規定する罪(児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。)に当たる行為	D	(48) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)に規定する罪(児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。)に当たる行為	D
		(49) <u>特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第237条第1項第6号(同法第69条に係る部分に限る。)</u> に規定する罪(児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。) <u>に当たる行為</u>	C
		(50) <u>性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約</u>	C

		<u>等に関する特則等に関する法律（令和 4 年法律第 7 8 号）第 2 0 条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 2 2 条第 1 項に規定する罪に当たる行為</u>	
		<u>51) 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第 2 1 条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第 2 2 条第 1 項に規定する罪に当たる行為</u>	D
<u>(49)</u> 次に掲げる行為又はこれらに類する行為であって、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているものに当たる行為 ア 児童と淫行をすること。 イ 児童に対しわいせつな行為をすること。 ウ 児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。 エ 児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。	E	<u>(52)</u> 次に掲げる行為又はこれらに類する行為であって、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているものに当たる行為 ア 児童と淫行をすること。 イ 児童に対しわいせつな行為をすること。 ウ 児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。 エ 児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。	E